第 484 回岩手県青少年環境浄化審議会議事録

1 日 時

令和6年5月10日(金)13時30分~14時30分

2 場 所

いわて若者カフェ(岩手県公会堂地下)

- 3 出席者
 - (1) 委員 (7名)

遠藤 隆 会長 相墨 生恵 委員 五十嵐 のぶ代 委員 齊藤 謙 委員 鈴木 雅雄 委員 高橋 いわ子 委員 藤原 猛 委員

(2) 県側(3名)

若者女性協働推進室

青少年・男女共同参画課長 藤井 茂樹

主任主査 及川 慎司

主任主査 浅沼 公紀

4 会議の概要

開会

事務局(浅沼主任主査)の司会により開会。

(1) 審議会成立

事務局から、7名の委員が出席したことにより、青少年のための環境浄化に関する条例第23条第2項の規定(委員の半数以上の出席)に基づき、審議会成立を報告。

(2) 議事録署名人の指名

議事録署名人は委員改選に伴い、次回指名。

(3) 議事 (要旨)

【事務局】

条例第 10 条第 1 項に基づく「青少年に不健全な図書類の指定」の適否について、知事の諮問事項(図書類 4 冊)を説明。

一 各委員審査 一

【相墨委員】

1番はほとんどの写真が裸のものでした。2番は思想や政治等で偏った意見が多いように感じました。3番は芸能人を卑猥な表現や不適切な写真の撮り方で、盗撮のよ

うなものを許容する形に感じました。反社会的勢力がかっこいいものとして捉えられる表現も見受けられました。4番も同様に芸能人を誹謗するような表現や盗撮のようなものが多かったように思います。全冊指定でお願いします。

【五十嵐委員】

全冊指定でお願いします。

1番に関しては特に気になったのがアニメキャラの話題を記事にし、音声 AV というようなアニメキャラクターに声だけを当てるという記事が青少年に対して良くないと思いました。

2番目に関しては政治家の批判や芸能人の記事など信憑性の低いものを当たり前のように表現しているところが気になりました。

3番目に関しては明らかに内容がシニア向けである。還暦過ぎてもという表現がたくさん書かれていて、このような本を青少年でも手に取れるようなところに置いておくこと自体がおかしいと思います。あとはAIの記事で、簡単に性的刺激を受けられるような時代が訪れてくるということが気になりました。

4番目に関しては暴力団の記事があり、芸能人の記事は作り話のようなものである と思いました。インターネットでやりとりしながら知らない人に犯罪をさせるような 記事もあり、このような本は青少年が読むべき内容ではないと思います。

【齊藤委員】

4冊とも指定でお願いします。

1番については、性行為を含めた刺激が青少年には見せたくないと思いました。

2番については、お店でナンパをすると、というようなタイトルから始まって内容的によくないと思いました。

3番については、袋とじの写真が気になったし、風俗の話や芸能人の話など青少年 に見せたくないと思いました。

4番については、表紙かの写真から気になりました。外国人をナンパしてなどの話 もあり、これも青少年に見せたくないと思いました。

【藤原委員】

全冊指定でお願いします。

皆さんの御意見と同じですが、1番と3番は袋とじの写真なども露骨というか過激なものが多いと感じました。

あとは全冊を通じて、記事が信憑性にかけるものが多く、本当なのかどうか分からないような記事が多いと思いました。性体験の記事が正しいものではなく、青少年に伝えるべきものではないと思いました。

【高橋委員】

全体的にですが大人の人が見る分には構わないと思いますが、有名人であったり芸能人であったり、スポーツ選手であったりと表紙から青少年が興味本位で手に取ることもあるのではないかと感じました。青少年の目には触れさせたくないと感じました。全冊指定でお願いしたいです。

【鈴木委員】

全冊指定でお願いします。全体的に女性の露骨な表現や描写が多く、特に芸能人の 話題が多かった感じがしました。書かれている内容は信憑性がないようにも感じまし た。援助交際のことも載っていましたが、料金のことまで書かれていてこちらも信憑 性がなく、青少年への影響が良くないと感じました。

【遠藤会長】

全冊指定ということで皆さんの意見と同じです。青少年に見せたくない写真や情報が多く、青少年に接することがないようにしてほしいと強く感じましたので、全冊指定ということでお願いいたします。

【事務局】

1~4番を全て指定という結論といたします。

(5) その他

事務局から、下記について情報提供を行った。

- ・ 不健全図書類等の指定・排除について
- ・ 令和5年度個別指定図書について
- ・ 不健全図書類の指定・自動販売機設置状況について
- 次回の審議会を令和6年8月9日(金)に開催予定であること
- ・ 年間4回の開催予定であること
- ・ 委員改選が行われること

【高橋委員】

自動販売機の撤去は簡単にできるものなのですか。減少はしてきているが、できれば0にしたいと思います。

【事務局】

稼働はしていないが、何年も放置しているようなところも山奥の方に結構あります。 地域の住民からすると景観や治安が良くないので、業者とかけ合って何とかしようと するときもあるようです。どれぐらいのコストがかかるかまでは承知していないので すが、少しずつ数は減少してきています。

実際は中高生がいけるような場所には自動販売機はあまりありません。

【五十嵐委員】

自動販売機を置いている土地の引き継ぐ人がいなくなって放置されているようなと ころもあると思いますが、そのようなところの撤去費用は誰が出すのですか。

【事務局】

以前に地権者の方が亡くなって、ご家族の方が引き継いだケースがありました。業者の方が自動販売機を撤去してくれなくて困っているというお話を伺いました。その方が市町村や警察の方に相談してはいたようです。あくまで土地の管理者の方と業者

との契約のことがありますので、県には撤去を要請する権限まではなく、業者の方と 連絡を取るなどの橋渡し役的なものしかできないのが現状でございます。今後、残っ た自動販売機の筐体をどうするのかという課題が残りそうな気がしております。

【高橋委員】

不健全図書と指定された場合には書店等には並ばないものか。

【事務局】

はがき等で不健全図書として指定されたということを通知しております。不健全図書は青少年には販売をしてはいけないが、他の書籍と場所を分ける、ビニールひもで立ち読みできないようにするなどそういった形で陳列していただく分には構わないものです。ただ、書店の店員の方には明らかに青少年と思われる方には販売しないように呼びかけをしております。

審議会委員署名

会長		
委員		